

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1 業務の目的

本業務は、美波庁舎が管理する道路を、効率的に維持するため、定期的な調査と適切な管理・補修を行うにあたり、路面性状調査により、適切な道路の維持管理を行うための指標を作成することおよび道路維持修繕の基礎資料を得ることを目的とし、「舗装点検要領 平成28年10月 国土交通省道路局」に基づき実施するものである。

2 成果品

本業務の成果として、以下を提出するものとする。

- 1) 報告書（書面） 2部
- 2) 報告書（電子データ） 2部（CD-R等）
 - ・報告書に係わるもの
 - ・路面性状調査結果の図表及び数量データ
 - ・路面性状調査結果の根拠資料
 - ・その他監督員の指示した資料

3 業務対象箇所

本業務における調査対象箇所は、別添箇所図のとおりとする。

4 業務内容

本業務における業務内容は、以下のとおりである。

(1) 計画準備

本業務の目的・趣旨を十分把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、技術的方針及び作業工程について、業務計画書を作成し、業務の円滑な遂行に必要な準備を行うものとする。

(2) 資料収集整理

調査対象区間に関する道路台帳、交通量、補修履歴等を調査、収集し舗装の管理に関する各種基礎的データを整理する。

(3) 現地踏査

受注者は、調査に先立ち現地踏査を行い、調査区間の道路・交通状況、パッチング数（片側）、調査における障害物など沿道周辺の状況を把握・確認するものとする。

(4) 路面状態の評価・作成

業務期間中において、必要なデータを収集・分析した後に、解析を行い、電子地図（総合地図提供システム）に表示するデータを作成する。

ア ひび割れの評価

評価単位区間内の平均的なひび割れ率（度）を評価する。評価については、路面画像を取得可能なビデオカメラ等で撮影し、画像データを人工知能（AI）により解析を行い、20m区間ごとにひび割れ率を算出する。

イ 縦断凹凸の評価

評価単位区間内の平均的なIRI（mm/m）を評価する。評価については、角速度、加速度を収集・分析できる機器等で計測し、IRIの算出に準拠して20m区間ごとに算出する。（平坦性を換算したIRI評価値を用いてもよい）

ウ 位置の特定

緯度・経度を計測できる機器を搭載し、評価単位区間の緯度・経度を特定する。

エ 電子地図データの作成

上記ア・イの評価データを20m区間ごとに作成する。

ファイル形式は「シェープファイル」とする。

ただし、電子地図（総合地図表示システム）は取り込み制限があるため、発注者と協議して決定する。

(5) 評価の区分分け

評価の区分分けについては下記のとおりとする。

項目	レンジ	区分色
ひび割れ率	0~20%未満	青
	20~30%未満	緑
	30~40%未満	黄色
	40%以上	赤

項目	レンジ	区分色
縦断凹凸(IRI)	3mm/m未満	青
	3~5mm/m未満	緑
	5~8mm/m	黄色
	8mm/m以上	赤

(6) 打合せ協議

業務の着手時，中間時（路面性状調査終了時）及び納品時において，3回の打合せを予定している。ただし，別途打合せが必要である場合は発注者と協議して決定する。

(7) 報告書作成及び提出

以上の業務の結果について，適切かつ明瞭に成果品を取りまとめる。

また，下記の事項について作成し，提出する。

- 1 発注者が指定する「様式-A」及び，総点検実施要領（案）【舗装編】（平成25年2月 国土交通省道路局）記載の「様式-B」
- 2 基盤地図（1／2，500）を合成し，背景として，各評価図及び区間番号等が記載されたPDFデータ

(8) その他条件等

調査に使用する機器等については，他自治体等で検証実績があるものとする。

7. 安全管理

受注者は，業務の実施にあたり，交通状況に応じて各関係機関と必要に応じ緊密な連絡を取り，業務実施中の安全確保に努めるものとする。

総点検実施要領(案)【舗装編】

様式-B

路線名		所在地	徳島県	管理者		点検年月	
-----	--	-----	-----	-----	--	------	--

区間	~	施設等					
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	-	mm	縦断凹凸(IRI)	mm/m
						メモ	

区間	~	施設等					
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	-	mm	縦断凹凸(IRI)	mm/m
						メモ	

区間	~	施設等					
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	-	mm	縦断凹凸(IRI)	mm/m
						メモ	

※メモ欄は、区間における損傷に関する具体的な情報を記載。
 ※応急対策を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付すること。